

➡ オプトメトリストは、 眼鏡・コンタクトレンズを選ぶスペシャリスト

かつては眼鏡を処方できるのは眼科医だけでした。「視力検査は医療行為である」という考えが前提としてあり、医師法第十七条には「医師でなければ、医業をなしてはならない」と明記されています。しかし眼科医の数が圧倒的に不足しており、厚生労働省が黙認状態にもあるため、眼鏡店で検眼して調製することが多いのが実情です。

日本には、眼鏡を処方できる認定眼鏡士という資格があります。これは公益社団法人の日本眼鏡技術者協会が2001年に開始した制度にもとづく資格です。国家資格ではありませんが、「常に生活者の視力の保護を第一義に考えて行動する」「生活者により良いビジョンケアを提供するため、可能な限りの配慮と努力を尽くす」などを倫理綱領とし、眼鏡店で視力検査や眼鏡の処方などを行うのが役目です。

認定眼鏡士はレンズやフレームの選定、フィッティングの調整などを専門的な技術を駆使して行い、眼鏡をより快適に使えるようサポートしてくれます。眼をとりまく環境や眼鏡・コンタクトレンズの技術は日々進歩していますので、この資格の有効期間は3年です。維持するには一定回数教育受講をしなければなりません。

また、日本では不足する眼科医を補助する役割として、視能訓練士という資格があります。医療資格の一つで、眼科で医師の指示のもとに視能検査や視力矯正の訓練を行うのが仕事です。「厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう」（視能訓練士法第二条）と規定されています。しかし彼らは眼鏡を処方できるわけではありません。

一方、アメリカにはオプトメトリスト (optometrist) という職業があります。その歴史は100年以上です。彼らは医師ではありませんが、「ドクター・オプトメトリー」の称号を得て開業し、眼鏡やコンタクトレンズを処方することができます。

「眼の健康」に重きをおく眼科医に対して、オプトメトリストは、「視界全般が健全であるか」を重視する眼鏡・コンタクトレンズのスペシャリストといえます。そのため、眼鏡を使う人とのコミュニケーション技術が必要です。オプトメトリストはアメリカだけではなくヨーロッパ圏やアジア圏の国でも採用されている制度です。

日本にはオプトメトリストのような国家資格がないために、眼科医がその代わりをしているともいえますが、じつは日本にもオプトメトリストがいます。しかし、大学病院や一部の総合病院で、医者の手のような立場で視力検査を担当しているにすぎません。

ほんとうはオプトメトリストのような立場から、各人に合った眼鏡・コンタクトレンズを処方するべきなのかもしれません。もちろん、眼鏡の相談で眼科を訪れる患者は多く、眼科医も眼鏡の知識をある程度は有しています。しかし、レンズやフレームの種類については眼鏡店の認定眼鏡士のほうが精通しているかもしれません。ですから、眼科医と眼鏡店が協力して、「合う眼鏡・コンタクトレンズ」を処方することが重要だと私は考えています。

POINT

眼科医と眼鏡店の「得意分野」が違つことを理解する